



■ 目次

SECが時価会計の研究を開始

FASBが活発でない市場における公正価値の決定に関する追加的な明確化ガイダンスを提案、10月10日に審議を予定
その他のFASB関連記事

財務省の諮問委員会が監査プロフェッションのサステナビリティに関する最終報告書を公表

PCAOBが常任諮問グループの会議開催を告知

■ SECが時価会計の研究を開始

金融市場の安定化のために先週成立した2008年緊急経済安定化法(EESA; the Emergency Economic Stabilization Act of Act 2008) には、米国証券取引委員会(SEC)に「時価」会計の研究を実施することを要求する上告が含まれています。この研究は、財務省および連邦準備制度理事会との協議の上、2009年1月2日までに完了予定です。この研究は主に以下の内容に重点を置く予定です。

- FASB基準書第157号「公正価値の測定」(FAS 157)に基づく時価会計の金融機関の貸借対照表への影響
- 2008年の銀行破綻に対する時価会計の影響
- 投資家が入手可能な財務情報の品質に対する時価会計基準の影響
- 米国財務会計基準審議会(FASB)が使用する会計基準作成プロセス
- そのような基準の修正の妥当性と実現可能性
- FAS 157に対する代替的会計基準

SECはこの研究への一般からのインプット募集を発表しました。また、投資家、会計士、基準設定団体、ビジネス・リーダー、その他の関係者からのインプットを得るための公開円卓会議を予定しています。

▼ より詳しい情報は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/spotlight/fairvalue.htm>

■ FASBが活発でない市場における公正価値の決定に関する追加的な明確化ガイダンスを提案、10月10日に審議を予定

10月3日、FASBは活発でない市場にFAS 157をどのように適用すべきかをさらに明確にすることを目的としたFASB職員意見書(FSP)草案を公表しました。明確化に資するため、FSP案では金融資産の市場が活発でない場合にどのように金融資産の公正価値を決定するかを示す事例を提供しています。

このFSP案では以下のような適用上の問題が取り扱われています。

- 関連する観察可能なデータが存在しない場合の公正価値の測定において経営者による内部推定値をどのように考慮すべきか

- 公正価値の測定において、活発でない市場の観測可能な市場情報をどのように考慮すべきか
- 公正価値の測定のために入手できる観測可能データおよび観測不能データの関連性の評価において市場価格(例: 同一または類似する金融資産に関するブローカー値あるいはプライシング・サービス)の利用をどのように考慮すべきか

現在の市況を鑑み、FASBは明確化のための最終ガイダンス提供のために迅速に行動する必要があると判断し、従ってコメント期間は本日(10月9日)終了となります。

また、FASBはこのFSP案に関して受領したコメントについて、明日10月10日金曜日午前9時(東部時間)からを議論する予定です。

▼ この会議の傍聴に関する情報は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/action/mtgs_webcast&telephone.shtml

■ その他のFASB関連記事

FASB会議の議事録: FASBは10月1日に会議を開催し、(1)FASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」の非公開会社への適用可能性、および(2)活発でない市場における公正価値の決定、について議論しました。CFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトから議事録をご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7K7K9T&SecNavCode=ASPP-4MMP8M&ContentType=Content>

プロジェクトの更新: The FASB has updated its summaries of the following projects:

- FAS 144 - 廃止事業の報告
http://www.fasb.org/project/discontinued_operations.shtml
- 法人所得税
http://www.fasb.org/project/short-term_intl_convergence_income_tax.shtml
- FAS 132(R) - 制度資産の開示
http://www.fasb.org/project/fas132r_disclosures_about_plan_assets.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-41 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa100908.shtml>

■ 財務省の諮問委員会が監査プロフェッションのサステナビリティに関する最終報告書を公表

米国財務省の監査プロフェッションに関する諮問委員会(ACAP; the Advisory Committee on the Auditing Profession)が公開企業監査プロフェッションのサステナビリティの改善のための30以上の勧告を含む最終報告書を承認し、公表しました。ACAPは監査プロフェッションの直面する主要な問題を調査し、そのサステナビリティに関する勧告を作成するために2007年5月に創設されました。

ACAPの勧告は以下の三つの領域に重点を置いています。

- 会計教育の改善と人材の強化
- 監査事務所のガバナンス、透明性、責任、コミュニケーション、監査品質の強化
- 監査市場の競争と監査人の選択肢の増加

ACAPの最終報告書およびその勧告の要約は財務省ウェブサイトからご覧いただけます。

- ACAPの勧告の要約
<http://www.treas.gov/press/releases/hp1158.htm>
- ACAP最終報告書
<http://www.treas.gov/offices/domestic-finance/acap/docs/final-report.pdf>

■ PCAOBが常任諮問グループの会議開催を告知

公開企業会計監視委員会(PCAOB)は10月22日から23日まで会議を開催し、以下について議論を行う予定です。

- 現在の経済環境に関する監査上の検討事項
- PCAOBの基準設定における優先順位
- 米国財務省の監査プロフェッションに関する諮問委員会による最終報告書に以下の二つの勧告が含まれています。(1)監査報告書へのエンゲージメント・パートナーの署名をPCAOBが義務付けることについて (2)監査の品質および有効性の主要な指標作成の実現可能性をPCAOBが決定することについて

▼ この会議に関するより詳しい情報は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.pcaob.org/News_and_Events/News/2008/10-09.aspx

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 154,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.